

# 常任委員会審査状況

## 総務委員会

### 審査のポイント（議案第60号）

#### 「鈴鹿市税条例等の一部改正について」

（問）条文中の文言に「納税義務者」と「納税者」とあるが、その定義を明確にするべきではないか。

（答）「納税義務者」とは「納税義務を負う者」。「納税者」とは「納税義務者のうち、納税通知書等の通知を受け、税を納める義務が生じた者」である。

「納税義務者」の定義は、税目によって対象者が異なることから、各税項目ごとに対応する条文にて定義している。「納税者」の定義は、上位法令である国税通則法第2条で定義されているため、鈴鹿市税条例では省いている。

## 文教環境委員会

### 審査のポイント（請願第8号）

#### 「防災対策の充実を求める請願書」

（問）鈴鹿市の校舎等の備品等転倒落下防止と、ガラス飛散防止はどれくらい対策されているのか。

（答）校舎内の備品等転倒落下防止対策は、全ての小中学校で対策済みであるが、校舎のガラス飛散防止対策はほとんどできていない状況であり、旭が丘小学校、神戸中学校、平田野中学校のみ対策済みである。屋内運動場については、平成24年度と平成25年度に三重県の補助事業（小中学校防災機能強化補助金）により、強震の発生する地域には、フィルムや強化ガラスへの張り替えなどを実施しており、新築された屋内運動場を含めて、小中40校のうち17校が対策済みとなっている。

## 生活福祉委員会

### 審査のポイント（議案第61号）

#### 「鈴鹿市手数料条例の一部改正について」

（問）交付された個人番号カードの記載事項に変更があった場合の対応について。

（答）カードの表面には、氏名・住所・生年月日・性別の4つの情報が記載されており、その部分に変更があった場合は裏面に書き込んで修正する。スペースに書き込めなくなったら再交付となるが、総務省の通知によるとその場合は再交付の手数料はかからないということである。

## 産業建設委員会

### 審査のポイント（議案第62号）

#### 「市道の認定について」

（問）新しく認定する市道について、その内容を問う。

（答）住宅の開発により新しくできた道や以前は農道であった道を市道として認定するものである。